

村上市地域福祉計画（素案）

目 次

第1章 計画策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

第2章 村上市の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4

第3章 計画の基本理念・基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・ P 14

第4章 施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 15

第5章 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 19

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

人口減少、少子高齢化、核家族化等により、地域でのさまざまな生活課題が生じてきています。また、地域におけるコミュニティなどを通じた人々のつながりも希薄になってきています。高齢者や障がい者等で生活支援を必要とする人々は厳しい状況におかれるなど、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。

このような中で、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた家や地域で生き活きと安心して暮らしていくためには、住民一人ひとりの理解と協力による地域福祉づくりが必要です。

地域福祉とは、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくことです。

地域の課題を地域全体で共有し、地域が主体性をもって解決に向けて取り組むことが重要であり、地域福祉の推進のための方向性を示すものとして、地域福祉計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置付け、住民参画により地域福祉の推進に関する事項を総合的に定めるものです。

村上市総合計画を上位計画として、今後の地域福祉推進のための方向性を示すものです。

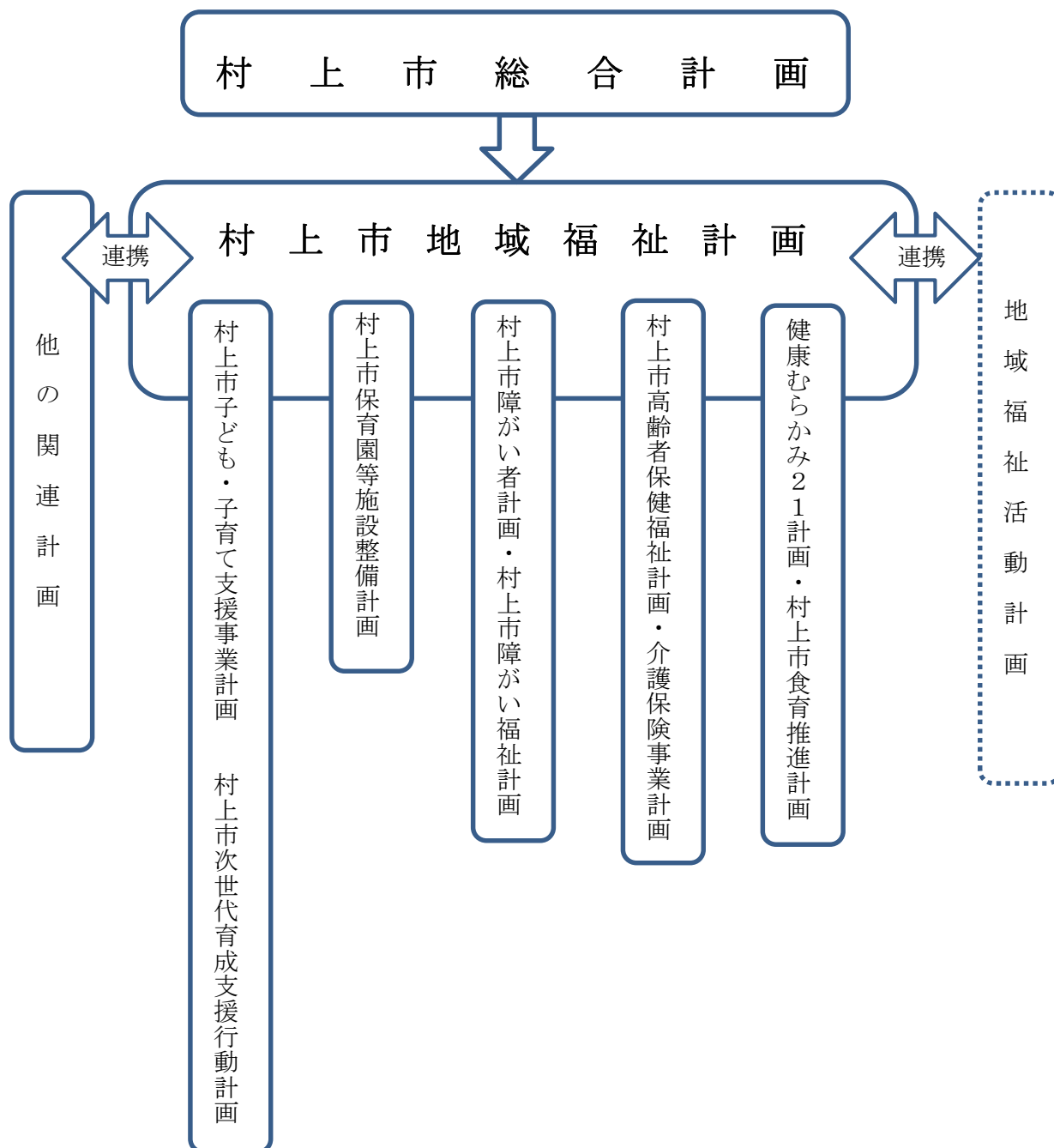
社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

3 他計画との関係

地域福祉計画は、地域福祉行政全体の総合的な計画であることから、高齢者、障がい者、児童に関する各分野の計画と内容が重なり合う部分がありますが、分野横断的な地域福祉の取り組みを進めていくために、個別計画における施策や目標は基本的に尊重しつつ調整・連携を図りながら策定します。



4 計画期間

この計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

なお、計画期間内においても、社会情勢等を的確に把握し、状況の変化に対応する必要がある場合は、適宜見直しを行い計画変更も可能なものとします。

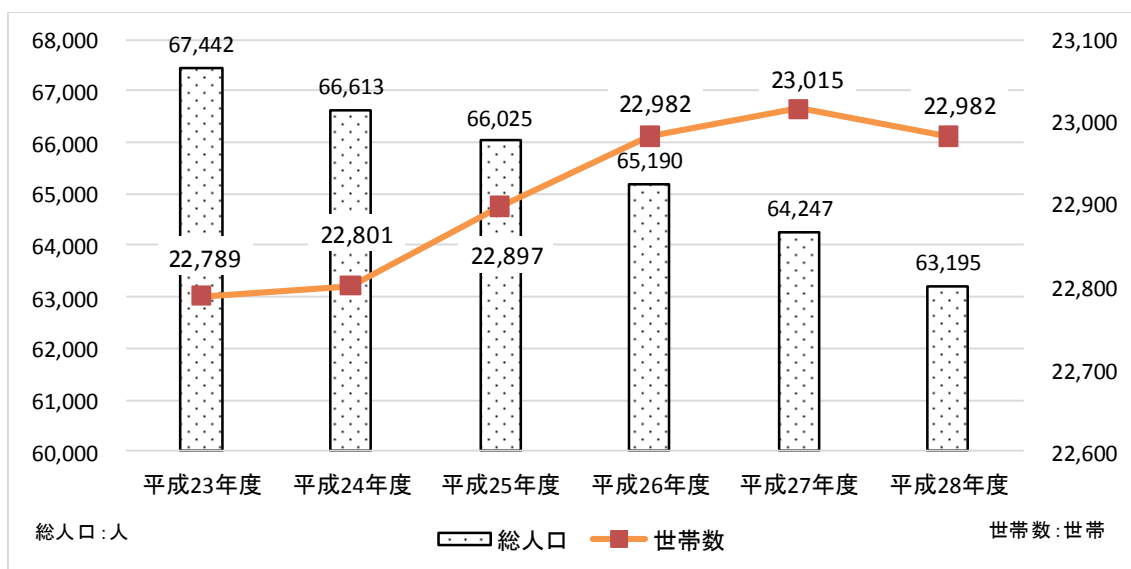
【本市における各計画の期間】

計画の名称	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36 以降
総合計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→
地域福祉計画		→	→	→	→	→	→	→	→
子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→
保育園等施設整備計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→
障がい者計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→
障がい福祉計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→
健康むらかみ21計画 食育推進計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→

第2章 村上市の現状と課題

1 現状

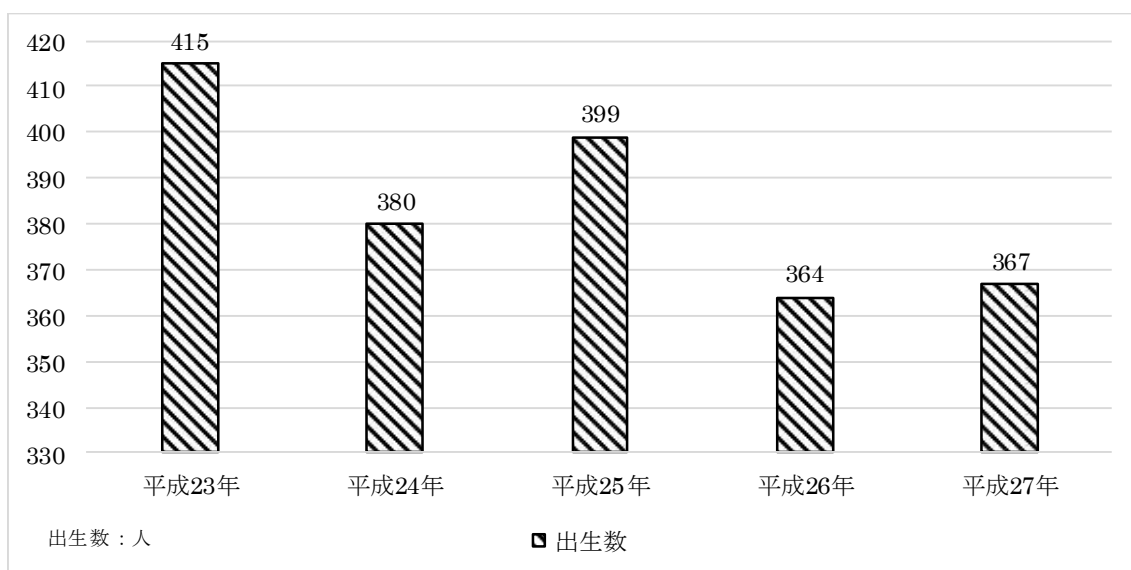
(1) 人口と世帯の状況



住民基本台帳 4月1日現在

(2) 子どもの状況

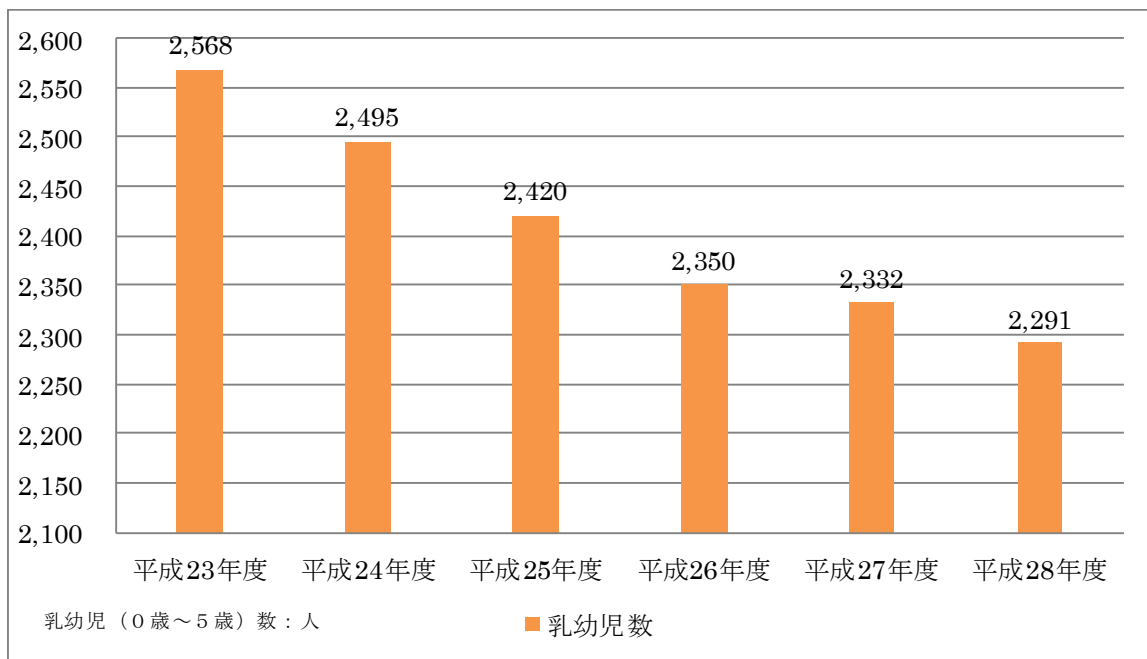
① 出生数の推移



※出典：「新潟県の人口移動」

※前年10月1日～当該年9月30日の1年間の出生数

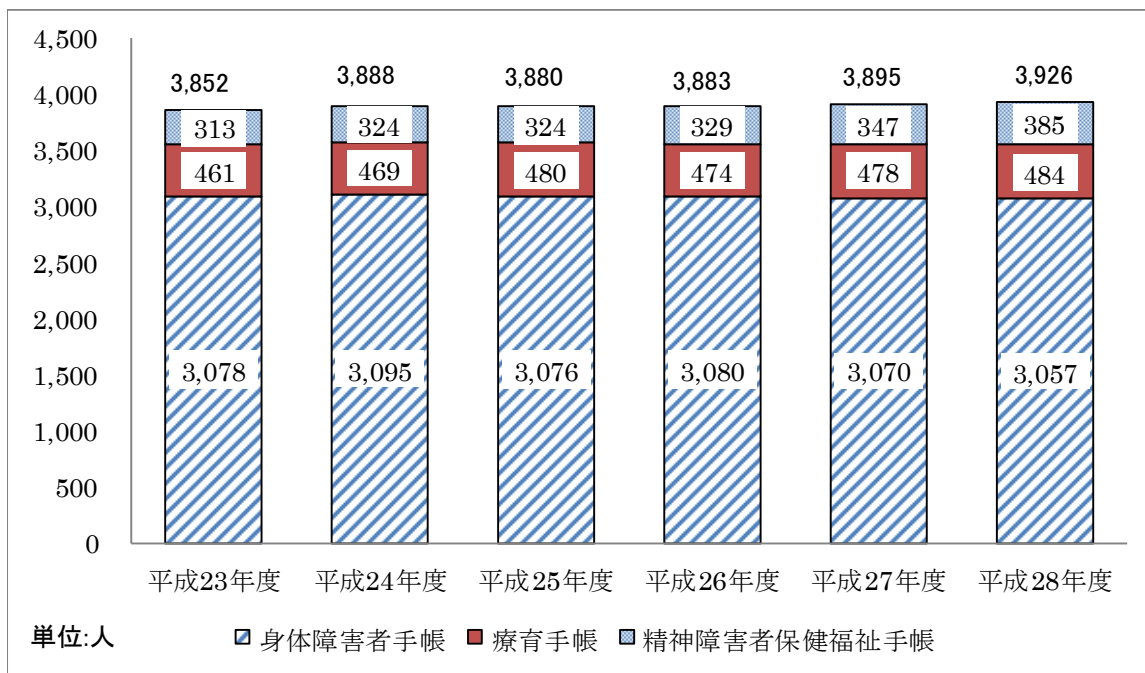
② 乳幼児数（0歳児～5歳児）の推移



住民基本台帳 4月1日現在

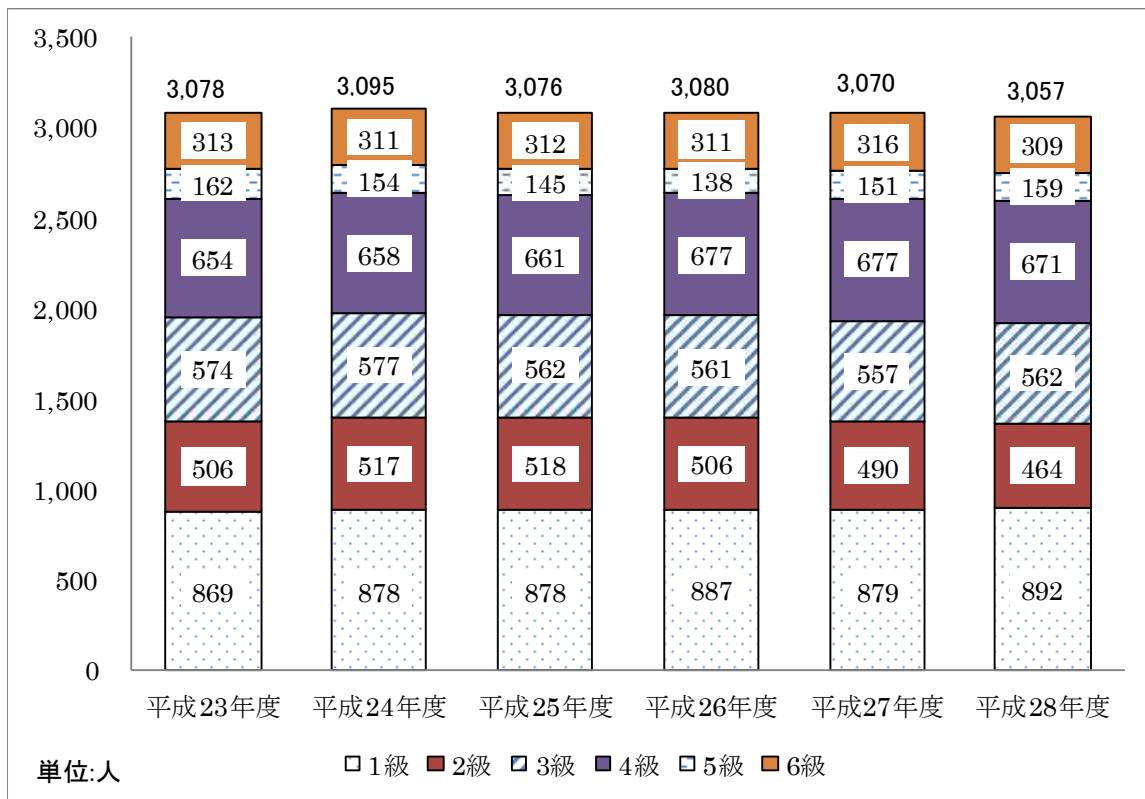
(3) 障がい者の状況

① 障がい者の推移



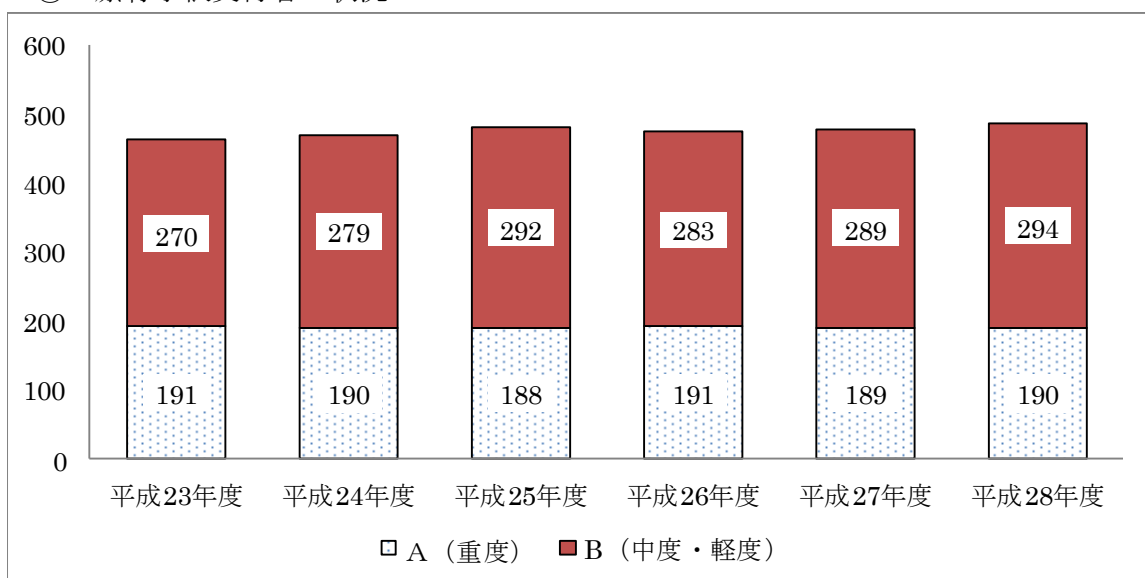
各年度 4月1日現在

② 身体障害者手帳交付者の状況



各年度 4月1日現在

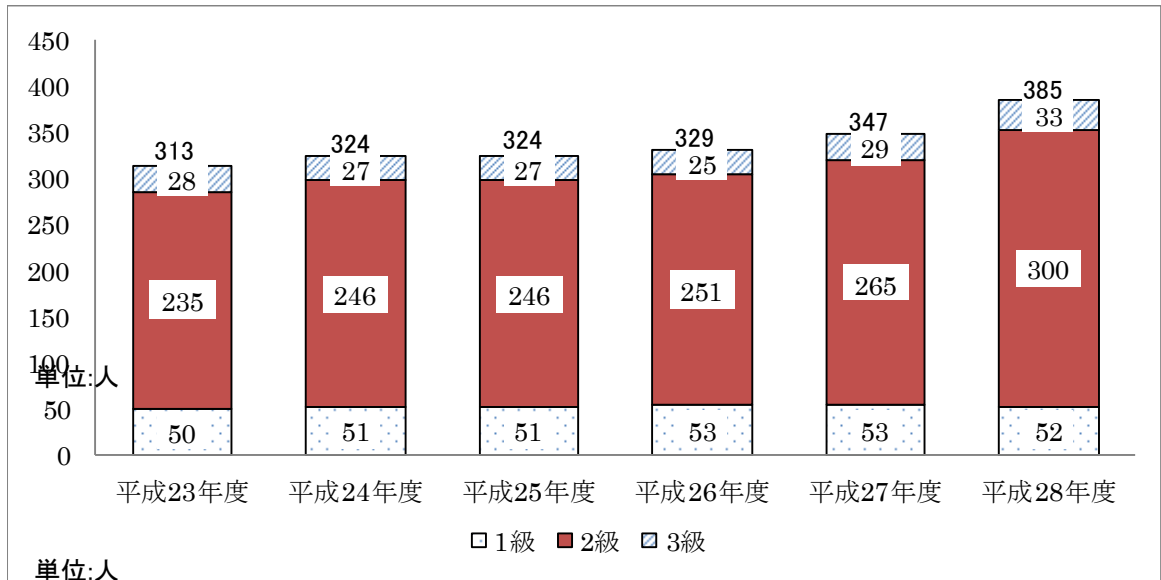
③ 療育手帳交付者の状況



各年度 4月1日現在
478 484

461 469 480 474

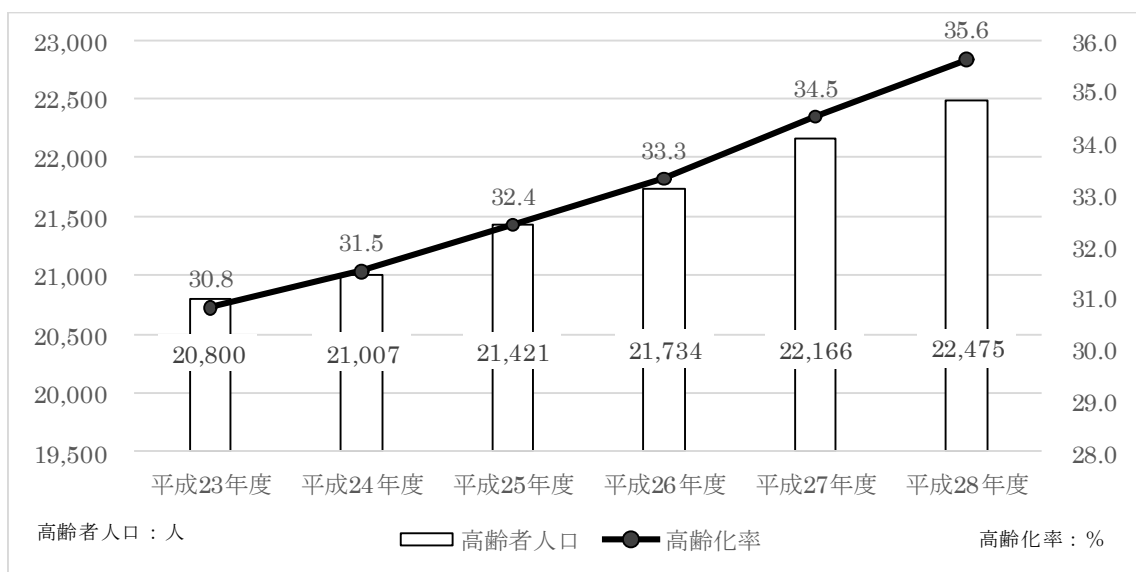
④ 精神障害者保健福祉手帳交付者の状況



各年度 4月1日現在

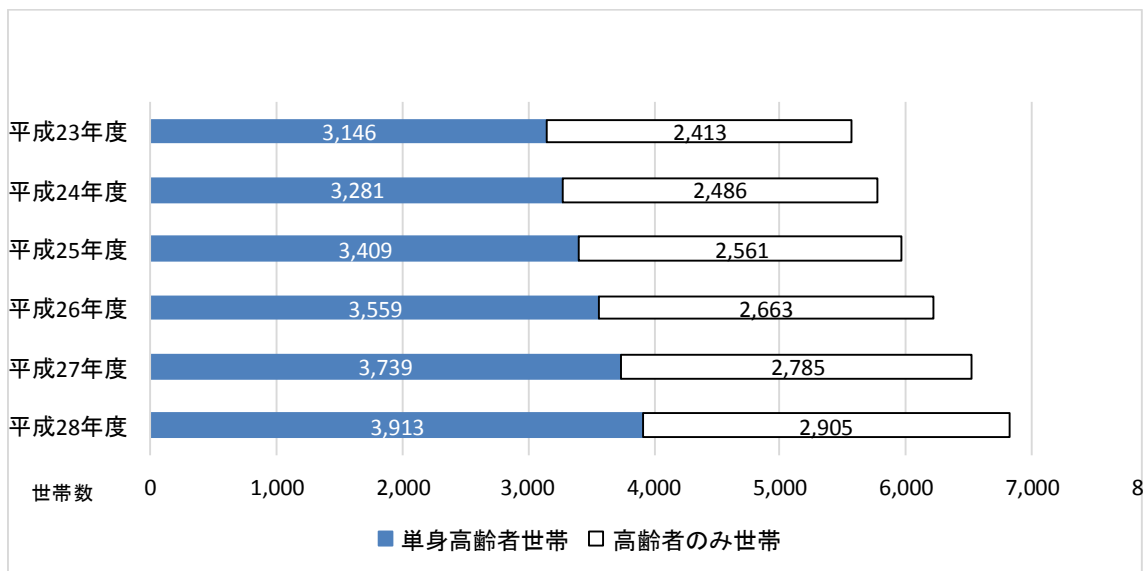
(4) 高齢者の状況

① 高齢者数・高齢化率の推移



住民基本台帳 4月1日現在

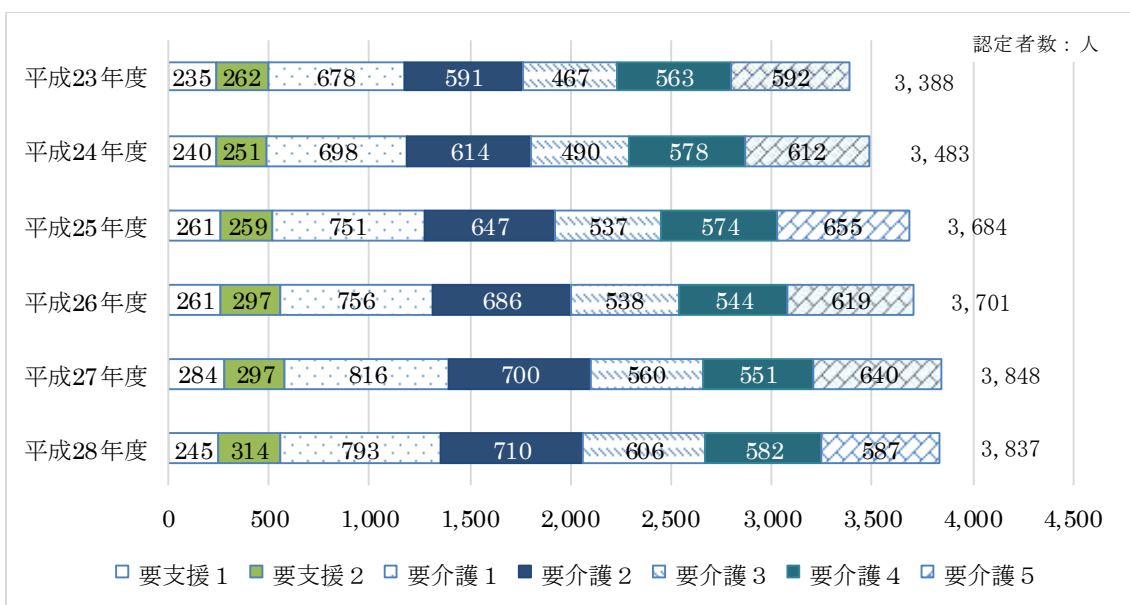
② 65歳以上の世帯の推移



住民基本台帳 4月1日現在

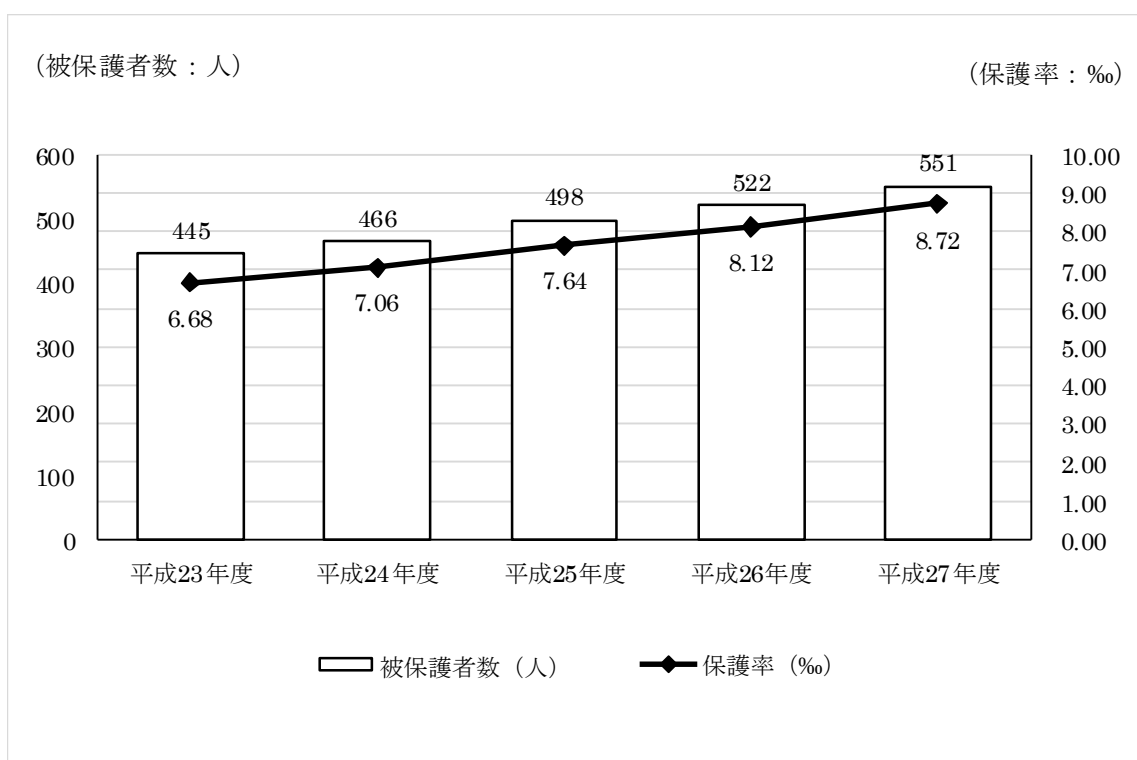
(5) 要支援者の状況

① 要介護（要支援）認定者の推移



(6) 生活保護者の状況

① 生活保護の被保護人員・保護率の推移



被保護者数 各年度 3月現在

保護率 翌年度 4月1日現在の住民基本台帳の数値により算出

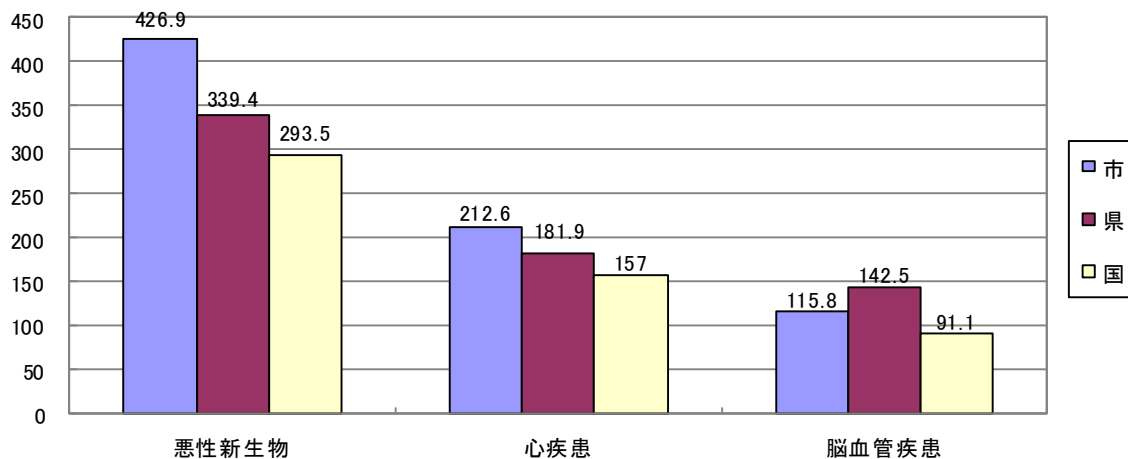
(7) 健康の状況

① 死因の順位

年		1位	2位	3位	4位	5位
平成 24 年	死因	悪性新生物	心疾患	老衰	脳血管疾患	肺炎
	死亡数	246	161	93	84	82
	死亡率	380.0	248.7	143.7	129.8	126.7
平成 25 年	死因	悪性新生物	老衰	心疾患	肺炎	脳血管疾患
	死亡数	275	157	130	99	94
	死亡率	430.3	245.7	203.4	154.9	147.7
平成 26 年	死因	悪性新生物	心疾患	老衰	肺炎	脳血管疾患
	死亡数	269	134	132	83	73
	死亡率	426.9	212.6	209.5	131.7	115.8
新潟県 平成 26 年	死因	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	老衰
	死亡数	7,812	4,188	3,280	2,384	2,118
	死亡率	339.4	181.9	142.5	103.6	92.0
国 平成 26 年	死因	悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	老衰
	死亡数	368,103	196,925	119,650	114,207	75,389
	死亡率	293.5	157.0	95.4	91.1	60.1

資料：福祉保健年報

平成26年三死因における死亡率の比較



② 国民健康保険 疾病分類別（中分類）合計件数構成比（％）

社会保険表章用 疾病分類（中分類）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
I 感染症及び寄生虫症	2.16	2.12	2.08
II 新生物	3.73	3.93	3.87
III 血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	0.51	0.44	0.41
IV 内分泌、栄養及び代謝疾患	10.47	10.52	10.55
V 精神及び行動の障害	4.76	4.71	4.63
VI 神経系の疾患	2.35	2.41	2.29
VII 眼及び付属器の疾患	7.03	6.77	6.84
VIII 耳及び乳様突起の疾患	0.88	0.92	1.03
IX 循環器系の疾患 （うち高血圧性疾患）	21.05 (16.32)	21.08 (16.23)	20.69 (16.06)
X 呼吸器系の疾患	6.55	6.11	6.54
XI 消化器系の疾患 （うち歯の疾患）	22.47	23.12 (17.62)	23.40
XII 皮膚及び皮下組織の疾患	3.57	3.58	3.34
XIII 筋骨格系及び結合組織の疾患	8.68	8.47	8.44
XIV 腎尿路生殖器の疾患	2.44	2.44	2.38
XV 妊娠、分娩及び産じょく	0.06	0.06	0.04
XVI 周産期に発生した病態	0.03	0.03	0.02
XVII 先天奇形、変形及び染色体異常	0.16	0.17	0.17
XVIII 症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	1.40	1.34	1.36
XIX 損傷、中毒及びその他の外因の影響	1.69	1.79	1.94

資料：疾病分類別（大・中分類）統計
新潟県国民健康保険団体連合会

2 課題

(1) 児童福祉(子ども・子育て支援)

就学前児童数は減少傾向にあるものの、女性の就労形態や社会情勢の変化などにより、延長保育、休日保育、病児保育など、保護者が求めるニーズはますます多様化してきています。特に3歳未満児保育のニーズが年々高まっているため、施設の整備や保育士の確保が喫緊の課題となっています。

また、子育てについて気軽に相談できる人が限られてきているため、子育ての不安、孤立感が高まっている状況の中、生命をも脅かす児童虐待の発生も懸念されるため、地域で子育てをサポートすることが求められています。

(2) 障がい者福祉

障がい者のニーズが多様化する中、対応するサービスが少なく、十分なサービスが受けられない状況があります。障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしている地域社会を目指し、自立した日常生活、社会生活を営めるようサービスの充実に努めていく必要があります。

障がい者等、支援を必要としている人に対し、市民や地域が主体となった包括的な助け合いの仕組みづくりが必要です。

(3) 高齢者福祉

高齢化率が上昇し、単身高齢者世帯、高齢者のみ世帯の割合は市全体の29.7%となっています。また、介護保険要介護（要支援）認定者数が5年前と比較し449人増加している一方で、介護事業所等で働く人材は不足しており、利用者の希望に沿ったサービス利用が困難となりつつあります。介護に不安を持つ人がいる中で、支援の必要な人が地域で孤立することがないように、介護サービス従事者の確保と併せ、在宅サービスや高齢者福祉事業の適切な利用を促す必要があります。

判断能力が不十分な高齢者の財産管理の問題や虐待などによる人権侵害を防ぐことも重要です。人権問題を自分自身の問題と捉え、人権擁護、尊厳を尊重し暮らしやすい地域づくりを目指す必要があります。

また、身体が不自由な高齢者、認知症高齢者の災害時の避難方法や支援方法について検討を行っていますが、地域における円滑な支援方法の確立を図らなければなりません。

(4) 生活困窮

全国的に生活保護受給者が増加傾向にある中、本市においても同様に増加傾向にあります。就労支援等、生活保護受給者への自立支援への取り組みが必要です。

また、平成27年度から生活困窮者自立支援制度がスタートし、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の経済的、社会的な自立のための支援が行われています。本市においては、平成27年4月、生活困窮者の相談窓口として、「生活支援センターむらかみ」を開設しました。

経済的なことに不安を抱えている人が少なからずいる中で、生活困窮状態に陥っている可能性のある市民の早期発見と適切な支援へとつなげることができるように関係機関との連携を図っていく必要があります。

(5) 健康増進

市民が健康寿命を延ばし生涯を通じて健康な生活を営めるよう、「自分の健康に関心を持ちよい生活習慣を身につけよう」をスローガンに各種健康づくりの取り組みを進めてきました。しかし、ライフスタイルの多様化などに伴う栄養バランスの偏りや不規則な食事、運動不足等による生活習慣病が増加し、それを起因とする健康問題が顕在化しています。

健康に不安という人が多くおりますが、「自分の健康は自分で守る」という視点から、生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病の発症を予防する一次予防と合併症の発症や症状の進展等の重症化予防に重点をおいた活動を推進していく必要があります。

第3章 計画の基本理念・基本目標

1 基本理念

本計画では、本市の最上位計画である「村上市総合計画」で定める将来像「やさしさと輝きに満ちた 笑顔のまち村上」を基本とし、6つの基本目標の一つである「いきいき元気な笑顔輝く、支え合いのまちづくり」を、本計画の基本理念とします。

基本理念 **いきいき元気な笑顔輝く、支え合いのまちづくり**

2 基本目標

基本理念の実現に向けた取り組みを進めていくため、次のことを基本目標とします。

- (1) 笑顔で支え合い、助け合うまちづくり
- (2) 安全安心に元気に暮らせるまちづくり
- (3) 健康でいきいき暮らせるまちづくり

第4章 施策の推進

1 笑顔で支え合い、助け合うまちづくり

(1) 地域福祉を支える仕組みづくりの推進

地域福祉を推進していくためには、市民による活動とサービス事業者や行政等が協働して支える仕組みづくりが必要です。関係機関と連携し、地域における支え合いの醸成や地域福祉活動の推進に取り組みます。

また、ボランティア活動に機会があれば参加したいと考えている方がいることから、引き続きボランティアの育成を進めるとともに、コーディネート仕組みづくりを検討します。

(2) 地域での見守り活動

高齢者の見守りとしては、「街中お年寄り愛所」を中心として、地域で高齢者を見守る体制を促進しています。また、老人クラブによる高齢者訪問活動や80歳以上の単身高齢者宅への訪問を行っています。

今後も「街中お年寄り愛所」の拡大と、見守り活動を継続して行い、民生委員・児童委員と連携し、地域全体で高齢者を支える体制の充実を図るとともに、あらたな地域支え合いの仕組みについて検討します。

2 安全安心に元気に暮らせるまちづくり

(1) 相談支援体制の確立

子育て支援センターにおいて、乳幼児を持つ保護者に対し、育児の不安などについての相談、指導、子育てグループへの支援等により、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。支援体制強化のため、土曜日の開設の拡大等に取り組みます。

また、「家庭児童相談室」をはじめ、「保健医療課」「生涯学習課」「学校教育課」の各行政機関のほか、保育園、幼稚園、小中学校などでも、子どもに関わる相談体制を整えています。

子どもへの虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のために、これらの相談体制のもと関係機関の連携及び情報の収集並びに共有により、支援の必要な家庭の把握に努めます。

高齢者の総合的な相談窓口である地域包括支援センターでは、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援しています。地域住民が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるように、介護保険のサービスのみなら

ず、その他の生活支援事業などを本人が活用できるよう、相談の受け付け、高齢者虐待への対応、介護予防支援を行います。

高齢者や子ども、子育てをしている人、障がいのある人などが必要な福祉サービスを受けることができるように、気軽に相談できる体制づくりが求められています。社会福祉協議会など関係機関と連携して相談体制の強化に取り組みます。

(2) 権利擁護の推進

一人ひとりが互いに思いやり、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し相互に尊重し合うために、人権教育・啓発を推進し、人権意識の高揚を図り、差別や人権侵害をなくすための取り組みを推進します。

日常生活の中で不安や疑問、判断に困るときに支援する日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及啓発を行い、利用するための手続きを支援しています。

障害者雇用促進法、障害者虐待防止法、障害者差別解消法について周知を行い、障がい者の権利に関する普及・啓発に努めます。また、障害者差別解消法による対応要領を備え、障がいを理由とする差別の解消に取り組みます。

(3) 情報提供体制の充実

市及び社会福祉協議会の広報紙やホームページ、各種ガイドブック等を充実させ、保健・福祉・介護分野の連携による情報提供に努めます。

(4) 安全安心を支える地域のネットワークづくり

子育てや子育て支援に関して地域住民や関係機関が連携し、主体的な活動を進めることにより、より効果的な各種のサービス提供を行うことが可能となります。

出生児全員に子育て支援に関する情報を盛り込んだ子育て応援ファイルを配布し、周知を図っています。今後も子育て支援のネットワークの確立、多様な子育てニーズに合わせた支援体制の充実に努めます。

災害対策基本法の規定により作成を義務付けされた避難行動要支援者名簿を自治会や民生委員・児童委員と連携して作成しています。毎年情報を更新し、災害等が発生した際に避難支援を要する人に適切な支援が行われるよう備えています。また、ご近所の支え合い、助け合いが必要であるという意識が高く、日頃からちょっとした声かけや見守りを行い、自然に気遣い合えるような環境づくりを促進し、いざというときの被害を最小限にとどめる取り組みを行います。

(5) 安心して子育てできる環境づくり

すべての子育て家庭が安心して子育てを行うためには、子どもの健全な成長を地域全体で見守れる様々な子育てサービスが必要です。

そのために、市民と行政が協働して子育て支援に取り組み、子育てグループ等の

主体的な活動が行われるよう、情報提供など環境づくりに努めます。

また、村上市保育園等施設整備計画に基づき子育てに係る施設整備等に取り組みます。

(6) ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭は、生計を支えるための十分な収入を得ることが困難な状況におかれている場合が多いことから、高等技能訓練促進等給付金支給制度、自立支援教育訓練給付金支給制度等の各種支援策の利用を推進していきます。

(7) 生活困窮者の自立支援

本市では、平成27年度からは生活保護の相談対応のほか、生活困窮者自立支援制度の必須事業である自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給のほか、任意事業である就労準備支援事業、家計相談支援事業について実施しています。子どもの学習支援事業等、その他の任意事業については必要性について検討し、随時実施していきます。また、社会福祉協議会などと連携を図りながら事業に取り組みます。

3 健康でいきいき暮らせるまちづくり

(1) 健康づくりの推進

健康づくりは、市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という視点で主体的に取り組むことが必要です。個人が健康を維持増進できるように、行政機関をはじめ医療関係者、医療機関、教育関係機関、企業、ボランティア団体等の健康に係る関係者が連携し、健康づくりを推進していきます。

(2) 障がい者の社会参加と自立の促進

障がいの有無にかかわらず、誰もが等しく社会参加ができる環境整備に努める必要があります。障がい者のニーズに応じた生涯学習やスポーツ、レクリエーション等の情報提供を進めるとともに、市民、ボランティアと連携して社会活動への参加を支援していきます。

また、障がい者が生きがいをもって働き、安定した生活を確保できるよう、ハローワークや地域自立支援協議会等と協力して就労の場の確保や障がい者への積極的な仕事づくりを推進します。

(3) 高齢者の生きがいづくりの推進

高齢者の学習や老人クラブ活動、シルバー人材センター等への支援を通し、仲間づくりや生きがいづくり、高齢者の社会参加を促し、高齢者が活躍する機会の拡大

を図ります。

(4) 介護予防の推進

これまで地域の茶の間や市が行ってきた介護予防・認知症予防教室の継続と併せ、医療や保健などの関係機関と連携を強化し、若い頃から健康診断や健康づくりに関する意識を高めながら生涯にわたる介護予防活動を進めます。

また、新潟リハビリテーション大学や総合型スポーツクラブ等と連携し、より効果的な事業を推進します。

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進

計画の推進にあたっては、市民や町内会等をはじめとする各種団体、市、社会福祉関係団体等が連携して、地域福祉の推進についてそれぞれが担うべき役割を認識し、協働の取り組みに必要な仕組みづくりを進めていきます。

(1) 地域住民

地域住民は、これからの地域福祉の担い手として期待されます。住民一人ひとりが地域への関心を高めていくとともに、地域の課題等を意識し、地域福祉の推進を担う一員として自覚し、可能な範囲からの地域福祉活動に参加・参画していくように努めることが求められています。

(2) 町内会等の各種団体

町内会等の各種団体については、誰もが安心して暮らせる地域づくりの実現に向けた地域住民主体の取り組みを行う上で、最も身近で基盤となる組織です。地域の課題等を地域住民同士で共有し、様々な世代が地域運営や地域福祉活動への関心を高め、関係機関と協力していくことが求められています。

まちづくり協議会の活動も地域福祉の推進に重要なものとなっています。

(3) 民生委員・児童委員

地域福祉を支える民生委員・児童委員がまだまだ十分に認知されていないことから周知に努める必要があります。

地域において、常に住民の立場に立って相談に応じるとともに、福祉サービスの情報提供や、災害時における要援護者の安否確認や避難誘導等、行政や社会福祉関係団体等と地域を結ぶつなぎ役としての役割が期待されています。

(4) 社会福祉関係団体・福祉サービス事業者

社会福祉関係団体や福祉サービス事業者は、福祉サービスの提供者として利用者の自立支援、サービスの質の確保や向上、事業内容やサービス内容の的確な情報提供等の取り組みが求められています。今後、ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、新たなサービスの創出や、地域住民の福祉活動への参加支援、福祉のまちづくりへの参画等に努めることが期待されています。

(5) 市社会福祉協議会

社会福祉協議会には、訪問介護、デイサービス事業等の介護保険事業、高齢者や障がい者への支援に関する活動等への期待が高くなっています。

社会福祉協議会は、社会福祉法により、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体と位置付けられており、行政、関係団体との連携のもと、地域福祉活動を推進するとともに地域における福祉ニーズの把握や生活課題の解決に向けた取り組みが期待されます。

(6) 市

市は、地域福祉の推進にあたり、市民の福祉の向上を図るための各種施策を総合的に推進するとともに、市民が主体となる福祉活動の推進や地域で支え合う体制づくりを進めます。ボランティアの育成やコーディネートの仕組みづくりを市社会福祉協議会等関係機関と連携して取り組みます。

2 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、各個別計画で具体的に実施している施策については、それぞれの計画の中での進行管理を基本とします。関係機関との連携を図りながら、地域福祉を推進します。